

ご利用のお申し込みは、かかりつけの医師、又は訪問看護ステーションにご相談ください。

訪問看護サービス開始までの流れ

要介護認定

審査判定

※利用者の直接申し込みも可

自立
元気な高齢者

要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

居宅介護支援事業所

地域包括支援センター

地域支援事業

介護予防サービス

どちらの制度にも対応

利用者

かかりつけのお医者さんに指示書をもらう

訪問看護ステーション

介護保険

医療保険

1) 要支援・要介護のうち

- ・末期がん患者への訪問看護
- ・急性増悪期への訪問看護
- ・厚生労働大臣が定める疾病などへの訪問

2) 非該当者

- ・要支援・要介護に該当しない方への訪問看護

3) 障害者総合支援法に定める給付対象者

- ・障害のある方（身体・知的・精神）
- ・難病患者 ・障害のある児童

4) 40歳までの医療保険加入者と家族

5) 病的な妊産婦や乳幼児など